

(議事要旨) サステナビリティ基準委員会の活動状況について

サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の川西委員長より、SSBJ の活動状況について説明が行われた。これについて、主に次に関する質疑応答が行われた。

- SSBJ が公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲の想定が当初より変更になったことに関する SSBJ における審議への影響
- SSBJ が公表する公開草案と国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表した IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」(以下「IFRS S2 号」という。)との具体的な差異の内容及び差異に関する情報の公表予定の有無
- SSBJ の公開草案公表後の活動
- 国際的な活動に関する他の基準設定主体との意見交換の状況

また、サステナビリティ基準諮問会議の委員より、次の意見が聞かれた。

(SSBJ における基準開発全般について)

- SSBJ が公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲について、東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部が想定されることになったことを受けて、SSBJ ではそれまでの議論の見直しを行っているが、見直し後の基準案の一部には、将来的な適用が視野に入るスタンダード市場やグロース市場に上場する企業や任意で適用する企業にとって適用のハードルが上がる定めが含まれることが考えられる。それらの企業が、SSBJ の開示基準を利用する場合の緩和の措置や、企業の規模等に応じた対応が可能な旨を基準案に追加することを検討することが考えられる。
- SSBJ が公開草案で提案することが見込まれる定めの中には、プライム市場に上場する企業でも十分な情報提供が可能か悩ましいものがあるとの理解である。コメント期間において、解説資料や開示例などの追加の情報提供や、開示を作成するにあたり我が国に固有の状況の有無を確認する等の対応を進めてもらいたい。

(IFRS S2 号に相当する基準の開発について)

- スコープ 1、スコープ 2、及びスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示することについて、業種によっては、スコープ 3 温室効果ガス排出量がスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量の 100 倍以上になるなど規模感が著しく異なる場合があると考えられる。この場合、スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量における自社

の削減努力に関する情報が目立たなくなる、温室効果ガス排出に対する削減の動機付けが働きにくくなるなど、合計値の開示には副作用があると考えます。このような意見にも留意して、今後の意見聴取を行っていただきたい。

以 上